

北栄町こども計画策定に係るアンケート実施業務 公募型プロポーザル実施要項

1 趣旨

この要項は、こども基本法第10条に規定する「市町村こども計画」策定業務に係るアンケート実施を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

北栄町こども計画策定に係るアンケート実施業務

(2) 業務内容

北栄町こども計画策定に係るアンケート実施業務仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(3) 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(4) 業務委託料の上限額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

令和7年度 1,672,000円

3 業務委託の方法

本要項に記載する企画提案書等を求め、最適な候補者として選定された1者と委託契約を締結する。

なお、上記により、プロポーザル参加者又は業務委託候補者において損害が生じた場合であっても、町はその損害について一切負担しないものとする。

また、令和8年度には北栄町こども計画策定支援業務を予定している。

実施予定額：1,600,000円程度

4 担当部署

北栄町教育委員会事務局 教育総務課学校教育室

所在地：〒689-2292 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1

電話：0858-37-5870

メールアドレス：kyouiku@e-hokuei.net

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 本町の入札参加資格の停止措置を受けていないこと。なお、入札参加資格申請書を提出していない場合は参加表明書を提出する前までに提出すること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産開始申し立て、会社更生法（平成 14 法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 国税（消費税を含む。）、都道府県税（地方消費税を含む。）及び市町村民税（都道府県税及び市町村民税にあつては、本店所在地の都道府県及び市町村に納付する税金とし、支店または営業所に権限を委任する場合は、当該支店または営業所の所在する都道府県及び市町村に納付する税金とする。）の滞納がないこと。
- (5) 北栄町暴力団排除条例（平成 24 年 6 月 20 日条例第 24 号）に定める暴力団員等または暴力団若しくは暴力団密接関係者と認められる者でないこと。
- (6) 過去 3 年以内に、こども計画（子ども・子育て支援事業計画含む。）の策定に係るアンケート実施業務（計画策定業務の中のアンケート実施含む。）を受託した実績を複数以上有する者であること。
- (7) 本社または支店等が中国地方に所在すること。
- (8) 仕様書で定める委託業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本町の指示に柔軟に対応できること。
- (9) プライバシーマークを取得していること。

6 スケジュール

No	項目	時期(期限)
1	公募の開始	令和7年10月7日(火)
2	参加表明書の提出締切	令和7年10月15日(水)午後5時
3	質問書提出締切	令和7年10月16日(木)正午
4	質問書への回答	令和7年10月20日(月)
5	企画提案書の提出締切	令和7年10月22日(水)午後5時
6	審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査)	令和7年11月4日(火)予定
7	審査結果の通知	令和7年11月上旬～中旬
8	優先交渉権者との契約協議・契約締結	令和7年11月中旬～下旬

7 募集要項等の公表

募集要項等は、本町ホームページ(<http://www.e-hokuei.net>)にて公表する。

(1) 公表資料

北栄町こども計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル募集要項・仕様書等

8 質問書及び回答

(1) 受付方法

質問書（様式第1号）により電子メールにて「4 担当部署」へ提出すること。

なお、必ず電話により受信の確認をすること。

質問は、提出書類の作成に係るものとし、審査に係る質問は、一切受け付けない。

(2) 受付期間

公募開始日から令和7年10月16日（木）正午まで

(3) 回答方法

令和7年10月20日（月）までに質問回答書としてとりまとめ、本町ホームページ上に掲載する。なお、回答にあたり、質問をした者の社名または名称等は明らかにしない。

また、質問内容に事業者が特定されるものがある場合は、回答から除外することがある。

(4) その他

- ① 上記の受付方法及び受付期間以外の質問は、一切受け付けない。
- ② 回答の内容に疑義がある場合でも、町はそれ以上の質問に回答しない。
- ③ 回答内容は、本要項等の追加または修正とみなす。

9 参加表明書の提出

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式第2号）
- ② 業務実績調書（様式第3号）
- ③ 業務実施体制調書（様式第4号）
- ④ 会社概要等の資料（パンフレット等）
- ⑤ プライバシーマークを取得していることを確認できる書類

(2) 提出方法

持参または書留郵便

(3) 受付期間

公募開始日から令和7年10月15日（水）午後5時必着

(4) 提出先

北栄町教育委員会事務局教育総務課

10 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（様式第5号・任意様式）
- ② 見積書（様式第6号）

(2) 企画提案書等の作成要領

- ① 文字の大きさは、10.5ポイント以上とすること。
- ② 規格はA4判・縦型・横書き・左綴じで作成するものとし、ページを付すること。
- ③ 業務提案書は仕様書を踏まえ業務の進め方、手法等の技術的な提案について具体

的に記載し、見やすく分かりやすいものとなるよう配慮し作成すること。なお、委託業務上限額の範囲内において、専門的見地から有益だと思われる事項については、仕様書に定めた業務以外であっても提案可能とする。

(3) 提出方法及び提出先

令和7年10月22日(水)までに持参または郵送により「4 担当部署」へ提出すること。持参の場合は土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで(最終日は正午まで)に提出すること。また、郵送の場合は、一般書留または簡易書留により提出期限内に必着のこと。

(4) 提出部数

原本1部、副本7部

別途提出書類の写し(電子データ:PDF)を電子メールにて提出すること。

(5) その他

- ① 提出した提案書は、町の許可なく公表、使用しないこと。
- ② 企画提案書の内容は、提案者が責任を持って履行できる内容とすること。
- ③ 企画提案書の提出後に追加資料の提出を求めることがある。

1.1 選考方法

(1) プレゼンテーション及びヒアリング審査

① 1社30分程度(プレゼン20分以内、ヒアリング10分程度)とする。

② プレゼンテーションの日時、場所(各参加者には別途通知)

日時:令和7年11月4日(火) 午後1時30分～

会場:大栄農村環境改善センター 2階 大会議室

③ プレゼンテーション会場への入室

3名以内とする。

④ その他

(ア) プレゼンテーションを行う順番は、提案書の受付順とする。

(イ) 参加者が1者のみとなった場合でも面接審査を行い、適正な者と判断した場合に契約を行う。

(2) 審査方法

① 審査表(別紙1)により評価し、審査委員の合計得点が高い者から順位付けを行う。

② 最も高い得点を獲得した者を優先交渉権者として選定する。

③ 審査の結果、同点の場合は、審査委員の合議によって優先交渉権者の選定及び2位以下の順位付けを行う。

④ 審査会の構成は、以下を予定している。

- ・北栄町教育長
- ・北栄町教育委員会教育総務課長
- ・北栄町健康推進課長
- ・北栄町子ども・子育て支援会議委員

1 2 審査結果の公表及び通知

- (1) 結果については、町のホームページに公表するとともに各事業者あてに通知を行う。
- (2) 審査の経緯は公表しない。また審査結果に対する異議申し立ては受け付けられないものとする。

1 3 契約手続

- (1) 仕様書及び北栄町財務規則に基づき優先候補者と協議を行い、契約を締結するものとする。この協議の結果、企画提案書の内容を反映し、仕様書を修正する場合がある。
- (2) 優先候補者が「5 参加資格要件」を満たさないと判明したとき、またはその他の理由により契約の締結が出来ない場合は、次点候補者と契約の協議を行うものとする。

1 4 失格となる提案者

- (1) 資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が委託料上限額を超えている場合
- (5) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (6) 審査に対し不当な要求を申し入れた場合
- (7) 審査委員に個別に接触した場合
- (8) 他者の提案図書を盗用した疑いがある場合
- (9) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査委員会が失格であると認めた場合

1 5 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る経費は、すべて応募事業者の負担とする。
- (2) 参加申請書及び企画提案書は返却しない。
- (3) 提出書類の提出後の修正又は変更は、認めない。
- (4) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51条）によるものとする。
- (5) 本件に関わる情報公開請求があったときは、北栄町情報公開条例に基づき、提出書類を開示する場合がある。
- (6) 本町は、当該業務契約にあたり、特定された業者のプロポーザルの内容により拘束は受けられないものとする。
- (7) 参加の辞退をする場合には、辞退届（様式第7号）を提出すること。